

第2回 生駒市子ども・子育て会議 会議録

日 時	令和3年2月8日（月） 午後2時～
場 所	生駒市コミュニティセンター 201・202会議室
出席者	会 長 清水 益治 副 会 長 吉岡 眞知子 委 員 白樫 学 竹腰 紗和 前田 良一 柴田 玲子 澤 憲子 谷猪 富貴子 中谷 篤 伊藤 扶美子 崎山 良子 築瀬 裕子
事務局	こども課・健康課・子育て支援総合センター(こどもサポートセンター)
会議の公開	公開
傍聴者	あり

1. 開会

2. 議題

- (1) 令和元年度事業報告について
- (2) 令和2年度地域型保育施設整備・運営事業者募集結果について
- (3) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について
- (4) 「多様な集団活動事業」の支援対象となる施設等の基準について

会 長：委員の皆様からはご意見・ご質問をできるだけいただきたいです。それでは、事務局から議題（1）令和元年度事業報告について、説明をお願いします。

事務局：(資料説明)

会 長：ただ今の説明に関して、委員の皆様からご意見・ご質問ございませんか。

副会長：3ページについて、子育て支援拠点事業が10か所に増えましたが、30年度よりも減った原因はどういったところにあるのでしょうか。利用者が行きやすいように地域をばらけさせたと考えますが、延べ千人くらい減っている分析はどうされてますか。

事務局：実施箇所は増えていますが、週あたりの開館日数は施設により異なり、昨年度は週5日開館から週3日開館に変更されたというところがありました。また昨年度の2

月頃から新型コロナウイルスの影響により、利用人数に制限をかけたことや、利用を控えられたこと、また3月には事業を中止したことも原因と考えています。

副会長：9ページの一時預かり事業で、計画値と実績値の差が大きいですね。毎年の計画値と実績値はそれぞれ同じぐらいの値で推移しており、乖離の理由分析が資料に記載されていますが、それが計画値に反映されていないと思われます。計画を立てるときに考えないといけないのではないかと思います。

事務局：見直しは今後検討します。また、一時預かり事業の周知については、現在はこども課にお問い合わせがあると案内している状況であり、保育コンシェルジュにおいても保育所に入れなかった場合には活用できると案内はさせていただいていますが、もう少し広く周知し利用していただけるようにしていきたいです。

委員：9ページの一時預かり事業では、幼稚園型を除く一時預かり事業の数を書かれていますが、10ページの延長保育は保育所のみの数値でしょうか。幼稚園で利用している預かり保育はどちらの事業になりますか。

事務局：幼稚園における通常の教育時間終了後に使われている預かり保育は、9ページの一時預かり事業の「幼稚園型」に該当します。「幼稚園型を除く」が、保育所には入所されていない方で保護者の急用などで一時的に保育が必要となった場合に利用されたり、待機児童となり保育所の入所を待っておられる方が利用される事業です。10ページの延長保育事業は、保育所やこども園の保育枠に入所されている方が、通常の保育時間以外の早朝や夜の遅い時間で利用されている人数の集計になっています。

委員：6ページの養育支援事業は、計画値に比べて訪問されている件数がかなり低くなっています。理由があれば教えてください。

事務局：計画値のほうは累積で毎年20件ずつ増えるだろうと出していました。実績のほうは訪問件数ではなく、現状に即した訪問家庭数で実績値を管理していくように第二期の計画のときから変えていますので、それにあわせて訪問件数と訪問家庭数で実績値を出しています。

委員：延べであればどのくらいの件数ですか。

事務局：訪問家庭数は33件ですが、延べ件数は187件になります。

副会長：計画値は、平成27年に決めたものから変更できないと思いますが、毎年の実績から計画するのではないため、実績を無視して計画値を増やしているように見えてしまいます。子育て会議を毎年やっているのだから、より実績に基づいた計画であれば分析しやすいです。

事務局：本日、実績として報告しているのが第1期の子ども子育て支援事業計画になります。第2期ではこの養育支援訪問事業については、訪問家庭数で計画しており、令和2

年度は見込み量30件と実績にあわせて見直しをかけています。確保量も30件と見込んでいます。第1期では延べ訪問件数を510件ということで計画値に設定していました。実績については187件となっています。ご指摘いただきましたようにあまりにも乖離が大きいことと、延べで訪問件数を把握するのではなく、実態に即した訪問家庭数で把握すべきことから見直させていただいております。

委員：延べ訪問件数は省くのですか。その数字は必要だと思います。1件あたりどのくらい訪問されているか目安になります。それぞれの家庭によって違うと思いますが、1件にかかる目安になると思うので省かないでほしいと思います。

委員：家庭数というのに対して、その年度に行った回数というのにも必要です。

事務局：計画値は、1年間に訪問した件数ではなく、今までの累計訪問件数で計画値を上げていました。実績値はその年度中に訪問した延べ件数と、実際に訪問した家庭数です。累計になっている部分と実際に訪問した数とでは当然乖離が生じてきますので、令和2年度からの第2期については、年度中の訪問家庭数を計画値にさせていただき、実績を管理させていただきたいと思います。延べ訪問回数も必要ではないかというご意見についてですが、第2期子ども子育て支援事業計画は、昨年度委員の皆さまに何度もお集まりいただき、パブリックコメントも実施し、策定させていただいたものになっていますので、今から新たな数字を記述するのは難しいですが、実績値としては把握し、本会議での事業報告では補足で説明させていただくことでお願いしたいと思います。

会長：第1期についてはスタートの数値がかなり大きすぎたというのがあると思いますが、万が一増えたときにと考えて増やしてきたというのは悪くないと思いますので、見たときにわかりやすい数値であるといいと思います。

委員：7ページの子育て短期支援事業で、計画値と実績値が日にちで出ていますが、実際何名ぐらいの方が利用されているのでしょうか。

事務局：20名です。

副会長：計画値が累積であるというのは、他の事業もそうになっていますか。

事務局：養育支援訪問事業のみです。

副会長：11ページの病児保育は、計画値は減っていき、実績値は増えていっています。これはどういうことでしょうか。

事務局：平成27年度時点では、病児型は1事業所で行っていましたが、令和元年度にもう1事業所たけつな小児科クリニック病児保育室バンビができましたが、それが計画値に反映されていません。そのことが見込みとの差となっている1つの理由です。

副会長：当初の計画になかった1園を、増やしたということでしょうか。

事務局：病児保育事業につきましては、市民からのニーズも高かったため、できれば増やしていきたいと考えていました。そこへクリニックから病児型での事業開始の打診があり、ニーズにも対応できると判断しました。また、生駒市の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、市内病児保育事業者の目標値を2事業所と掲げていることもあり、増やしました。計画値が平成27年度から減っているのは、この計画を作るにあたり国が示している計算式にあてはめていくと、子どもの数が減っていくにつれ計画値の数字も下がる構図になっていることもあり、この数字になっています。

会 長：議題（1）に関しては以上で終わります。いろんな意見が出ましたので、今後の計画に活かしていただけたらと思います。それでは、議題（2）令和2年度地域型保育施設整備・運営事業者募集結果について事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料説明）

会 長：ただいまの説明に関して、ご質問・ご意見等ございませんか。

会 長：よろしいでしょうか。資料には細かく記載はありませんが、資料2-4の審査結果の点数は、より詳細な項目について委員それぞれが採点した点数の平均点となっています。

会 長：それでは議題（3）私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について説明をお願いします。

事務局：（資料説明）

会 長：ただいまの説明に関してご質問・ご意見等ございませんか。

委 員：この4月からということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

会 長：それでは議題（4）「多様な集団活動事業」の支援対象となる施設等の基準について説明をお願いします。

事務局：（資料説明）

会 長：ただいまの説明に関してご質問・ご意見等ございませんか。

委 員：具体的にどうかたちでどういう施設を使うのかわかりにくいので、例えばこのような施設と教えてほしい。これは使われる保護者の方が申請して、市から給付を受けるものですよね。ということは対象の基準を保護者の方にわかっていたのかな

いと申請できないので、あらかじめ案内が必要かと思いますが、今後対象施設は提示される予定でしょうか。

事務局：市内では「いこま山のようちえん」が生駒山で行っておられます。保護者への周知は、広報やホームページで周知をしたいと考えています。対象の施設が決まりましたら、その施設を通じて保護者に案内していただけたらと思っています。

副会長：この基準(案)を提示されましてもイメージがわかりません。1園例をあげていただいたところはまだ分かりませんが、別の園が出てきたときに具体的な基準は判断が難しいです。子どもの安全、衛生、保育の環境などが基準になってくるので、これでOKですよとは言いきれないと思います。

事務局：現時点で国から出されている情報が限られていますが、それを読み込んだ中で理解を説明させていただきます。無償化が実施される際にどういったことが問題になったかと言いますと、例えば教会などの宗教法人といったところが地域に根ざして幼児教育を提供しておられる、そのようなところが全国的にたくさんあったにも関わらず、無償化の対象にはなっていないことが問題視されています。国において今年度いくつかの自治体においてモデル調査を実施し、案をまとめられた経緯があります。国が示しているのは、幼稚園と同等の日数を年間通して開園しておられるところや、団体側が責任を持って同レベルの幼児教育を提供しているところについては、そこを利用されている方に給付をするという動きになってきました。それぞれの団体を認可するとか、内容を精査するというような自治体側の責任を問うているものではなく、そこに年間を通して週5日利用されている保護者に対し給付をするということが今回の制度の枠組みとなっています。生駒市の子ども・子育て支援事業計画で言いますと事業13にあてはまる事業としており、無償化とは異なる位置づけです。団体の施設、保育内容の確認について確認することは求められておりません。国が示している基準にあてはまるところが、申請をしてこられます。基準と照らし合わせて、市としては保護者の方に月2万円を上限として給付するというものが、国が示してきている仕組みになっています。

副会長：それでは資料4-2は生駒市の基準ですか、国の基準ですか。

事務局：国が示している案です。そのうち、「3. 保育室等の構造設備及び面積」の(4)の部分を生駒市として追加したいと考えております。どのような施設に生駒市のお子さんが行っておられるのか全ては把握できておりませんが、少なくとも先ほど例に挙げました「いこま山のようちえん」を利用されている方はいらっしゃるため、そこを網羅するためにこの基準を追加したいと考えています。

副会長：ということは、案というのは、この3.の(4)を追加してもよろしいかということですね。

事務局：そうです。

委員：(4)にあてはまる団体は「いこま山のようちえん」以外でありますか。

事務局：現在のところ、他のところは把握できていない状況です。

委員：これまでの説明で、市が審査はしないということだが、審査はしないのに保護者に給付をするということが不自然に思えたのですが、どうなのでしょう。

事務局：給付についての要綱を新たに作成します。その雛形を国が作っており、その別表が資料4-2になっています。団体が提出してきた書類をそれに照らし合わせて、市がその施設が基準にあてはまるかどうかの確認をします。

委員：今回追加される基準にある「設備の所有者または管理者から使用許可を得ること」については、市が書類で確認されるということでしょうか。

事務局：その予定をしています。

副会長：(4)の基準をなぜ追加したのですか。山のようにちえんがあるから入れたように思いますが、国の案に入っていないので入れる必要はないのではありませんか。そこを対象とするために入れたように見え、一般論的な文章には見えないです。国が示している案もそこまで細かく規定しているものではないので、あえて入れなくてもよいのではないですか。特定のところをイメージせず、認めようという方向でいいのではないのでしょうか。

事務局：国が実施していたモデル事業の中に広島県が取り組んでおられる自然保育があり、広島は独自で認証基準を設け基準を満たしていれば認証をされています。生駒市にも施設を持たない園として山のようにちえんが現にあり、生駒のお子さんが利用されていますので、そこも対象となるようにしたいということから追加しました。

副会長：広島に限らずもりのようにちえんといったような自然体験をしているところは全国にたくさんある。広島は既にそういうところを認める基準があるので良いと思います。生駒市の基準は施設の項目部分のみ追加することなので、それで良いのかと思います。ほかにも英語教育といったような特色を持って取り組んでおられるところもあるので、今後そういったところが出てくるたびに項目を追加するのかという、そういうことではないと思います。

事務局：施設や保育内容、運営を認めるか否かということだと基準を生駒市でも整備しないといけないと思うが、今回は利用されている保護者に給付ができる対象の施設かどうかという基準を定めるものなので、このような形で整備させていただきたいと思っています。

副会長：自然の中での保育はとても良いと思っています。この基準の書き方が気になっています。(4)の基準がなくても(2)の基準に「屋内」とは書かれていないので、それでいいのではないですか。(4)の基準は必要ですか。

事務局：その点は今後国にも確認したいと思いますが、所有されている施設と理解しています。活動の主が自然の中で、そのときどきの活動に応じた場所で借りられている場合はあてはまらないかと理解しています。

委員：そこを利用されているご家庭を支援するという事なので、(4)の基準はあってもいいと思います。(1)～(3)と同等の環境ということも利用されている保護者からすると大事な事だと思います。

委員：認可外施設は毎年県による調査を受けています。とても細かい項目の確認があります。無償化の対象でもある認可外施設は、そのような細かい調査を受けている状況です。

会長：保護者側の意見、施設側の意見があると思います。基準を明記することにより、「同等の」という表現にすると「どれぐらいが同等なの」という疑問になってきますので、誰もが納得しやすいように表現の工夫をしてほしい。

委員：生駒市としては、「同等の環境」というのは、まったく同じと考えているのか、少し劣ってもよいと考えているのか、どうなのでしょう。

事務局：同等かそれ以上と考えています。

委員：「(1)～(3)と同等の環境」という表現だと、(2)の「保育室及び調理室」も必要となってくるのではないですか。

事務局：例えば、雨の際にししのげる施設を持っておられるといったことをイメージしていますが、実際には申請のあった際にしっかりと確認したいと思っています。

委員：もし、「山のようちえん」が対象になるとすれば、今のところ対象となる園児は何人いるのか、また先生が何人いるのか、公表をする予定はありますか。

事務局：現在国から示されているFAQでは、告示することまでは求められていません。しかし、他市町村から利用されている方がいる可能性があるため、今後、団体への説明の際に保護者への周知方法等、協議が必要と考えています。

委員：給付をすることは保護者も喜ばれる事なので、良いですが、同等の環境というのがどういうことなのかはわかりません。施設を確認する際には基準は必要だと思いますが、(4)を記載までする必要はないのではないかと思います。

会長：これはいつまでに決めないといけませんか。4月からですか。

事務局：今後のスケジュールとしましては、国そして市の予算成立を待つことにはなりますが、4月スタートにさせていただいたほうが利用者には良いと思っています。しかし、一定の周知期間や団体を確認する時間も必要にはなってきますので、必ずしも4月早々とは考えていません。

会 長：会長、副会長預かりということにさせていただいてよろしいでしょうか。二人で最終チェックをさせていただいて、その事業者を確認するのではなくて、基準の書き方を確認します。他の自治体の情報もあると判断がしやすいですので、そのあたりも収集していただいて。委員の皆さまよろしいでしょうか。

委 員：（了承）

3. その他

会 長：それでは、次第3その他について、委員の皆さま、事務局から何かございますでしょうか。

会 長：ないようでしたら、本日の案件は全て終了しました。ありがとうございました。

4. 閉会